令和 6 年 3月28日

令和 6年度 事業計画

舞鶴水先区水先人会

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

(1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
(2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
(3) 水先人の養成に関し必要な事務を行う。
(4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び関係官公署と連絡協議すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡 及び 監督に関する諸施策、
その他 本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

すべての会員は、水先人会の設立目的を十分理解した上で、上記目的を達成するために同一目標に向けて協力し合わなければならない。

1. 重点事業

令和6年度は、本会の目的達成のために従前より厳正に実施してきた事業を継続し、乗下船安全および水先嚮導業務の無事故を最重点課題として取り組む。

また、新型コロナ感染防止対策については、昨年5月に第5類感染症に引下げられたが、依然新型コロナ及びインフルエンザ等の感染症が流行しており、体温測定等体調管理に注意し、嚮導中はマスク着用を継続するものとする。

⑴ 乗下船の安全確保について、昨年5月に他の水先区で水先人転落事故が発生しており、各自体調管理及び体幹を鍛え、SOLAS 及び IMO の規定を熟知し、更なる安全な乗下船に努める。

⑵ 水先業務の適正かつ円滑な遂行を実践出来るよう、日々自己研鑽に励み、PPU を有効活用し嚮導データを適切に管理活用するものとする。

⑶ 新型コロナ等の流行性感染症防止対策について

年間を通じて流行性感染症が流行っている現代社会では、常に感染防止対策が求められ、マスクの着用及び体温測定を継続し、三密の回避、うがい手洗いを継続して実行するものとする。

2　各事業

⑴　水先業務関連

①　顧客の信頼に応え得る水先業務の遂行の為、技能向上を図る施策として、全会員が、PPU（Portable Pilot Unit）を導入し、会の作成した標準操船要領を基本に、安全かつ能率的な嚮導を実践しているところであるが、PPU は、あくまでも嚮導業務の補助的ツールとして位置付けて、目視操船を基本とした水先業務を実践するよう自己研鑽に努める。

②　会員各位は、船舶の運航に船長として携わってきた経験を生かし、水先要請船舶の船長や船主からの質問・要求などに迅速かつ適切に対応し得るよう、必要な関連情報、知識を収集し、必要な英語力の涵養にも努めること。

③　京都港湾局及び関係官庁並びに曳船会社、代理店、関電などの関係者と連絡、協力体制を強化し、地域に貢献できるよう努力する。

⑵　水先引受窓口、料金収受関係

①　水先引受窓口業務の円滑な実施　。

船主代理店からの水先要請引き受けに当たり、船舶主要目、吃水、水先区間、日時、Crew List ,Voyage Memo、Pilot Card 等の必須情報の提供を得て、関係水先人に周知すること。

②　水先料金収受事務の適確な実施と公開

③　担当の水先業務を終えた水先人は、必要事項を漏らさず記載した水先記録を会長に提出しなければならない。

会長は同・水先記録を基に「水先実績」を作成し、これまで通り公開する。

④　事務所運営に関わる経理事務の明朗化の促進。

経理事務は分かり易く明朗な記載とするように努める。

3　適正化事業

①　全会員による水先業務検証制度を真摯に継続・実施して、会員による本船の安全かつ能率的な水先業務全般の改善及び技能向上を目指す。

②　日本水先人会連合会通達「適正な飲酒対策について」に基づき、弊会の「薬物及びアルコール等に関する遵守事項」を廃止し、新たに「適正な飲酒対策に関する細則」を制定するものとする。

③　同細則により、酒気帯び及びアルコール濃度：0.05mg/L を超えての水先業務を禁止し他の水先人と交代させるものとする。（従来は同濃度：0.15mg/L を超えての水先業務を禁止）

④　上記細則に基づき、今後は「Pilot Information Card」にアルコール濃度及び、計測日時を記入し、本船乗船時に船長に提示するものとする。

⑤ 派遣支援体制について、令和6年度は、長崎水先区の蒲池水先人の派遣終了により、2名体制となったが、専属水先人が 2 名体制となったことから、派遣支援を要請する機会はほぼないものと予想している。しかしながら、新型コロナ感染等突発的事案が発生した場合には、早急に派遣支援を要請し水先業務が滞ることのないよう派遣支援体制を堅持する。

4 会員の健康管理など品質管理に係わる事業の推進

① 会員は、自己の担当業務に関して周囲の関係者に迷惑を及ぼすことが無いよう、常に健康(増進)管理に努めること。

② 毎年 3 月～5 月に連合会指定の健康診断を受検し、「要精密検査」指摘事項に関しては、必ず精密検査を受診し業務に支障のないことを確認すること。

5 水先人(会)に関する広報活動について

日本水先人会連合会の活動と連携して、水先人及び水先人会の認知度アップに繋がる広報活動及び海フェス等のイベントに積極的に参加するものとする。

以 上